

はつかいち市民図書館情報提供システム仕様書

令和7年1月17日

廿日市市

【問合せ先】はつかいち市民図書館図書係

〒738-8501

広島県廿日市市下平良一丁目11番1号

電話：(0829)20-0333

ファックス：(0829)32-7158

メール：toshokan@city.hatsukaichi.lg.jp

目次

1	目的	1
2	更新時の契約方針	
	(1) 契約期間	
	(2) リース契約について	
	(3) 契約の対象範囲	
	ア 導入費	
	(ア) システム構築費用	
	(ハードウェアリース料及びセットアップ費用及びソフトウェアリース料及びセットアップ費用並びにネットワーク構築費用を含む)	
	(イ) 図書館ホームページ構築費用	
	(ウ) 次回データ抽出費用	
	イ 運用経費及び利用料等	
	(ア) システム利用料	
	(イ) 保守費用	
	(ハードウェア保守費用及びソフトウェア保守費用を含む)	
	(ウ) その他の本仕様書の各要件に記載した上記以外に該当する一切の費用	
	ウ 上記以外の自由提案	
	エ 見積額	
(4)	システム納入場所	2
(5)	システムの本稼動日	
(6)	システム規模	
(7)	サポート	
(8)	個人情報及びデータの取り扱い	
(9)	再委託の禁止	
(10)	機密保持等	
(11)	契約期間満了時取り扱い	
(12)	協議	3
(13)	その他	
3	機能要件等	
(1)	基本要件	
(2)	システム基本機能	4
(3)	データセンター	
(4)	端末 (クライアント)	
	ア ハードウェア要件	
	イ ソフトウェア要件	
(5)	ネットワーク要件	

(6) 図書館ホームページ等	5
ア 図書館ホームページ	
イ 電子メールアドレス	
ウ 広島県図書館横断検索	
4 移行要件等	6
(1) コード等の引き継ぎ	
(2) 業務データ等の引き継ぎ	
(3) 移行作業	
5 システム保守条件	
(1) ソフトウェア保守	7
(2) ハードウェア保守	
(3) 運用保守	
6 システム導入に伴う敷設工事他	
(1) 敷設工事	8
(2) 敷設工事の期限と休館日数	
7 システム操作研修	
(1) 研修	
(2) 日程	
8 成果品の納入	
9 その他	9
(1) B D S ゲート連携	
(2) 学校図書館連携	
(3) I C タグ	
(4) 導入について	
(5) 蔵書点検作業における機器	
(別紙1) システム構成概要	
(別紙2) 市の状況(主要統計等)	
(別紙3) 機器仕様書におけるハードウェア要件及び調達数	
(別紙4) 機器配置図	
(別紙5) システム基本機能仕様書兼回答書	
(別紙6) はつかいち市民大野図書館 B D S ゲート仕様書	
(別記1) 個人情報取扱特記事項	
(別記2) 情報セキュリティに関する特記事項	

1 目的

廿日市市は、(以下「市」という。)はつかいち市民図書館の図書館サービスの一層の充実を図るため、図書館情報提供システム(以下「システム」という。)を更新する。

今回の更新では、システムの安定性を高めるとともに、スマート市役所の実現に向けたDX機能として、スマートフォンへのデジタル利用カード表示、セルフ貸出、LINE連携等の機能を導入し、利用者の利便性向上を図る。なお、図書館業務の継続性を重視した災害対策やセキュリティ性を維持する観点から、システムの構築は引き続きクラウド方式によるものとする。更新に必要な調達・納品を、以下「本調達」と記す。

2 更新時の契約方針

(1) 契約期間

契約期間は契約締結日から令和12年(2030年)6月30日までとする。なお、支払いは令和7年(2025年)7月から令和12年(2030年)6月までの5年間60回均等払いとする。なお、支払月額に円未満の端数が生じないように調整すること。

(2) リース契約について

ア 機器の借り上げは、所有権の移転を伴わないリース取引とし、機器の故障、保守等に係る経費は本調達に含むものとする。

イ 契約の相手方となるのは当該物件を構築及びリースできる者とし、リース契約の相手方は、提案者の指定する事業者とすることができる。

(3) 契約の対象範囲

本市がシステム納入場所にてシステムを利用するために要する一切の経費を対象とする。主な経費は次のとおり(調達範囲は別紙1「システム構成概要」を参照のこと)。

ア 導入費

(ア) システム構築費用

(ハードウェアリース料及びセットアップ費用及びソフトウェアリース料及びセットアップ費用並びにネットワーク構築費用を含む)

(イ) 図書館ホームページ構築費用

(ウ) 次回データ抽出費用

イ 運用経費及び利用料等

(ア) システム利用料

(イ) 保守費用

(ハードウェア保守費用及びソフトウェア保守費用を含む)

(ウ) その他の本仕様書の各要件に記載した上記以外に該当する一切の費用

ウ 上記以外の自由提案

エ 見積額

見積額は契約期間のア、イ及びウの総額とする。

(4) システム納入場所

区分	館名	所在地
本館	はつかいち市民図書館	廿日市市下平良一丁目11番1号
分館	はつかいち市民大野図書館 (移動図書館車1台)	廿日市市大野1328番地
分館	はつかいち市民さいき図書館	廿日市市津田4218番地

(5) システムの本稼動日

令和7年(2025年)7月1日

(6) システム規模

利用者登録者数12万人程度、蔵書資料数50万点程度、年間貸出点数90万点程度の利用に対応できること。(別紙2「市の状況(主要統計等)」を参照のこと。)

(7) サポート

- ア サポート体制は、技術支援体制、保守体制、運用開始後の応援態勢が十分であること。
- イ システム障害発生時の対応が迅速かつ適正であり、システムパラメータの変更についても迅速に対応できること。

(8) 個人情報及びデータの取り扱い

- ア 本調達に係る業務を行うため個人情報及びデータを取り扱うに当たっては、別記1「個人情報取扱特記事項」及び別記2「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。
- イ 機器またはデータセンターに保存されたデータは、契約満了時には全データを消去処理すること。また、消去したことを証する文書を市に提出すること。(データの消去処理に係る費用は本調達に含まない。)
- ウ 業務遂行の目的で保守及びサポート対応のためにシステムからデータを取得する際は、あらかじめ市の承認を得て作業を行い、取得したデータは契約期間満了後速やかに処理すること。また、消去したことを証する文書を市に提出すること。(データの消去処理に係る費用は事業者が負担すること)

(9) 再委託の禁止

業務の全部または一部を第三者に委託、または請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ再委託する業者名及び内容を本市に書面で提出し、承諾を得た場合はこの限りでない。

(10) 機密保持等

受託者は、本業務の履行に当たり知り得た本市の機密に関する事項及び個人情報に関する事項については、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)及び「廿日市市個人情報の保護に関する法律施行条例」(令和4年条例第37号)等の関係規定に基づいて適正に管理し、契約期間中はもとより、契約期間後も第三者に漏えいしてはならない。

(11) 契約期間満了時取り扱い

- ア 契約期間満了後は、受注者は不要機器を撤去、回収すること。
- イ 契約期間満了後は、市が指定する時期及び回数（2～3回程度）並びに形式にて速やかに各種データ（書誌データ、満了時の予約データ等）を抽出、提供すること。なお、抽出するデータの具体的な範囲は市が別途指示する。
- ウ 出力するデータの所有権は市が保有するものであること。
- エ 機器撤去、回収、データ抽出等に係る費用は本調達に含めること。
- オ 契約期間満了後に再リース契約を行う場合がある。
なお、再リースを行う場合は、再リース期間のハードウェア賃貸借に係る月額費用を本契約期間中の10分の1未満とすること。

(12) 協議

データの移行、システムの調整、運用状況報告及びコンサルテーション等のため、図書館の要望に応じて協議を行うこと。

(13) その他

ハードウェア及びソフトウェアは、提案時点で製品化されていること。

3 機能要件等

(1) 基本要件

- ア システムで採用するハードウェア、ソフトウェア及び通信プロトコル等の規則類は、国際標準もしくは業界標準に準拠したものであること。
- イ システム全体として適正な性能を発揮するよう、システムの構成設計及び資源設計を行うこと。
- ウ システムは5年以上安定運用可能なシステムとして、適切なハードウェアを調達・納品すること。
- エ システムは利用者及び業務担当者にその操作方法が簡単で習得しやすい公共図書館の業務に特化したシステムであること。
- オ 単一障害がシステム全体の停止に及ばぬよう、適切な耐障害性機能を備えること。
- カ 万一の障害発生時に速やかなシステム復旧ができるよう、バックアップ・リカバリーのための適切な装置（ルータの代替機も含む）及びソフトウェア機能を備えること。
- キ ソフトウェア・データベースの更新作業による業務の中断が発生しないシステムであること。また、更新作業時においてもシステムにおける業務作業の適切なレスポンス、処理時間を保証できるシステムであること。
- ク サービスの提供に影響を与える可能性がある障害を検知するため、ハードウェアの死活監視を行うこと。
- ケ セキュリティ要件
 - (ア) 適切なウィルス対策、不正アクセス対策、利用機能制限、盗難防止対策を講じること。
なお、この対策はシステムが本稼働する前の準備期間中から適用する。
 - (イ) 利用者のID・パスワード入力やメールアドレスの登録、メールレファレンスの申込な

どの個人情報の通信をはじめとして、インターネットを介したシステムとの情報のやり取りには必要とされる暗号化処理を行い、利用者の個人情報が流出しないようにすること。
また、「廿日市市情報セキュリティポリシー」を遵守すること。

(ウ) サーバへのアクセス状況を監視するため、適切なアクセス管理の措置を行うこと。

(2) システム基本機能

システムの基本機能は別紙5「システム基本機能仕様書兼回答書」(以下「機能仕様書」という。)のとおりとする。なお、機能仕様書に特別の記載がない事項でも、システムが正常に稼働するために当然備えるべき機能(構造)については必須とすること。

(3) データセンター

クラウドサービスに使用されるサーバ環境は次の要件を満たすデータセンターとすること。

ア 日本国内に設置されたデータセンター専用施設であること。

イ 日本法に準拠し、サービス利用に関連して生じる係争の合意管轄裁判所は日本国内の裁判所であること。

ウ 情報資産は日本国内に保管されること。

エ 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(I S M A P)によりI S M A Pクラウドサービスリストに登録されたデータセンターまたは同等のセキュリティ水準のデータセンターであること。

(4) 端末(クライアント)

ア ハードウェア要件

別紙3「機器仕様書におけるハードウェア要件及び調達数」及び本仕様書に示す関連要件に基づき、システムを安定的に稼働するハードウェアの仕様を検討し調達・納品すること。
なお、機器配置は別紙4「機器配置図」のとおりとする。

イ ソフトウェア要件

パッケージソフト及び開発したアプリケーション以外のソフトウェアで、システムの稼働に必要なソフトウェアやライセンス等について、仕様を整理し調達・納品すること。

(5) ネットワーク要件

システムの使用に係るクラウドサーバとの通信及び業務用端末におけるインターネットの使用(以下「業務用インターネット使用」という。)、利用者用インターネット端末の使用、その他の必要な通信に係るネットワーク構築を行い、その接続方法及び回線等については次のとおりとすること。

ア データセンターとの接続

クラウドサーバとの通信に係るはつかいち市民図書館からデータセンター間の接続(以下「データセンターとの接続」という。)は、新規回線を調達してI P s e c - V P N方式により接続し、適切なV P Nサービスを使用または提供すること。データセンターとの接続に必要なサービス等に係る費用及びV P N構築、V P N用通信機器の調達及び保守、24時間365日の監視、アクセス回線に係る費用は本調達に含むこと。

イ 業務用インターネット使用

はつかいち市民図書館の業務用インターネット使用に係る接続は、既存の回線及びプロバイダ契約を利用すること（本調達に毎月の回線使用料は含まない）。

ウ 図書館間のVPN接続

(ア) はつかいち市民図書館と分館（はつかいち市民大野図書館及びはつかいち市民さいき図書館をいう。以下同じ。）の間でIPsec-VPN方式による接続を行い、分館からデータセンターへの接続または業務用インターネット使用を行う際は、はつかいち市民図書館を経由するネットワーク構成とすること。

(イ) 図書館間のVPN接続は、既存の回線及びプロバイダ契約を利用すること（本調達に毎月の回線使用料は含まない）。

エ 利用者用インターネット端末

はつかいち市民図書館及びはつかいち市民さいき図書館の利用者用インターネット端末は、既存の回線及びプロバイダ契約を利用してインターネットへ接続すること（本調達に毎月の回線使用料は含まない）。

オ 業務用Wi-Fi

はつかいち市民図書館及びはつかいち市民大野図書館に業務用の館内Wi-Fiネットワークを構築し、無線LAN対応の業務端末で無線によるシステム使用及び業務用インターネット使用ができるようにすること。

カ モバイルWi-Fi

市が指定する端末にモバイルWi-Fiの接続設定を行い、移動図書館車等の館外におけるシステム使用及び業務用インターネット使用ができるようにすること（本調達に毎月のモバイルWi-Fi使用料は含まない）。

キ ネットワーク接続に必要な機器は受注者が調達すること。

ク ファイアウォールの設置等セキュリティ対策を講じること。

ケ 本業務に必要となる館内ネットワークケーブル配線の施設作業を含むこと。なお、この作業に係る費用は本調達に含むこと。

コ 各館既設のLANケーブル及び接続機器は全て撤去し、市と協議の上、市が指定する工事日に新しいLANケーブル及び接続機器等を必要個数用意し設置すること。なお、このケーブル類及び作業に係る費用は本調達に含むこと。

(6) 図書館ホームページ等

ア 図書館ホームページ

(ア) 図書館ホームページはhttpsに対応し、既存ドメイン(hiroshima-hatsukaichi-lib.jp)を使用して作成すること。ホームページ用ドメイン及びサーバ等に係る費用は本調達に含めること。

(イ) 既存ホームページの掲載情報を引き継ぎ、システムのWebOPAC及びWebサービス機能（現行のシステムにおける「利用者のページ」またはこれと同等の機能）へのリンクを備えること。

(ウ) 図書館ホームページはHTML編集ソフトまたはCMS等のソフトを使ってお知らせ

情報等の更新ができるようにすること。その操作方法は簡単で習得しやすいものであること。

- (エ) 視覚障害者を想定した音声読み上げソフトにも対応すること。
- (オ) 利用者からの問い合わせ用メールフォームを設置すること。

イ 電子メールアドレス

既存ドメイン (hiroshima-hatsukaichi-lib.jp) で使用している電子メールアドレスを維持し、システムのメール送信機能 (予約連絡メール等) 及び業務端末にインストールされた電子メール送受信ソフトで使用できるように設定を行うこと。これに係る費用は本調達に含めること。

ウ 広島県図書館横断検索

広島県立図書館管轄の「来いぶらりネット」から、はつかいち市民図書館の蔵書検索・資料の借受要求等、相互貸借に必要な操作ができること。

4 移行要件等

(1) コード等の引き継ぎ

- ア 現在利用している図書館利用者カード及び資料バーコード等をそのまま利用できること。
- イ 現在利用している利用者区分及び資料区分等を引き継ぐこと。

(2) 業務データ等の引き継ぎ

- ア 現行のシステムに記録された資料情報及び利用者情報、統計情報その他の業務データは、そのまま、またはコンバートして混乱なく安全に使用できるように引き継ぐこと。
- イ 現行のシステムで利用者が図書館ホームページ「利用者のページ」に登録している「お気に入り一覧」及び「MY本棚」等のデータは、そのまま、またはコンバートして同等の機能で混乱なく使用できるように引き継ぐこと。利用者が入力したコメント等が失われないようにすること。

(3) 移行作業

- ア データを移行させる際は、図書館の業務及びサービスに支障を与えないように、市及び現行システム提供者 (LiCS-Re2 for SaaS 株式会社広島情報シンフォニー) と十分協議のうえ、受注者の責任に於いて行うこと。データ移行に際しては図書館が現行システム提供者にデータを抽出させ、提供するものとする。
- イ 移行作業においては、データの保護について厳重に注意し、個人データが第三者に利用されたり、改変されたりしないこと。なお、移行作業は原則としてはつかいち市民図書館内で行うこととするが、図書館からインターネット回線を通じたアップロードは可能とする (ただし保秘処理を施すこと)。
- ウ 各種データの移行は、システムの本稼動日までに十分な余裕を持って終えること。
- エ 移行スケジュールは市と協議の上、市の指示に従うこと。

5 システム保守条件

(1) ソフトウェア保守

- ア パッケージソフト（カスタマイズ部分を含む）及び開発したアプリケーション並びにOS等のバージョンアップ等が必要な場合は、その内容を明示しシステム運用等に支障がないことを確認した上で速やかに行うこと。また、改定されたマニュアルの提供と操作方法の研修も速やかに行うこと。
- イ 不具合や脆弱性が発覚した場合には、システムの正常稼働への影響がないことを十分検証した上で、バージョンアップ等の必要な作業を実施すること。
- ウ OSやミドルウェアのセキュリティパッチは適時必要なものを適用すること。

(2) ハードウェア保守

- ア 障害復旧は原則として即時対応（2時間以内に障害復旧に要すると見込まれる時間についての報告を含む）とし、少なくとも翌日には業務システムが再稼働できるようにすること。
- イ ハードウェア保守用部品は、システムの稼働後、最低5年間は提供が保証されること。
- ウ システムを円滑に運用するため年1回以上の定期保守を行うこと。
- エ ハードウェアの提供元からセキュリティパッチの更新があった場合は、動作確認をした上で速やかに適用すること。

(3) 運用保守

- ア 導入するシステム及び公共図書館業務について熟知したシステムエンジニアによる運用保守体制を構成し、公共図書館等におけるシステム導入経験を有する者を責任者とする事。
- イ 図書館支援体制をフローチャート等の図に示して提出すること（連絡窓口、図書館エンジニア経験等を明記すること）。
- ウ 保守作業においては、現地対応を基本とすること。また、併せてリモート保守対応が可能なこと。リモート保守用機器の設置費用等は本調達に含めること。
- エ システムの運用保守に必要な情報を提供し、質問や問い合わせ等を受け付けるため、電話、ファクシミリ、電子メールによる窓口を用意すること。
- オ システムが常に良好な状態で稼働するよう定期的に保守点検を行い、報告をその都度提出すること。
- カ システムに障害が発生した場合、平日の業務時間中(午前9時～午後7時)においては、図書館からの連絡等によって障害発生の実態を知った時点から起算して、2時間以内に初期対応を行うこと。
- キ 平日の上記以外の時間及び土日祝休日において障害が発生した際の連絡体制をフローチャート等の図に示して提出すること。
- ク ハードウェア及びソフトウェアに不備な点が認められた場合には、受注者の責任において処置を行うこと。
- ケ 本調達の一部あるいは全部を他社の製品で満たしている場合にも、これらの製品のアフターサービス、定期点検、保守等は受注者の責任において行うこと。

6 システム導入に伴う敷設工事他

(1) 敷設工事

- ア 機器稼働に必要なとなる電源の回路数・容量については、市と協議の上、市の指示に従うこと。
- イ 機器の設置据付作業は受注者作業とすること。
- ウ 電源敷設、機器設置において必要となる特殊な形状の備品(電源コネクタ等)は本調達に含めること。
- エ データ移行期間中、現行システムと並行接続、稼働させるために必要な機材は受注者が用意すること。
- オ 既設の施設内の空間、空調等の物理的環境で対応できること。
- カ ソフトウェアの契約、インストール及び調整は、受注者が行うこと。

(2) 敷設工事の期限と休館日数

- ア テスト運用を含む導入に必要な作業は、日常業務に支障をきたさないこと。
- イ 機器の搬入及び設置はシステムの本稼働日までに十分な余裕を持って完了し、既存システムのデータ移行、システム設定及び取扱説明会を実施の後、システムの本稼働日(令和7年(2025年)7月1日)から本番運用ができること。
- ウ システム移行に関わる撤去、搬入設置、設定作業のための休館日数は7日以内とし、日程については市と受注者が別途協議の上、決定すること。

7 システム操作研修

(1) 研修

次の研修を実施すること。

- ア システムを操作する者向けに操作研修
- イ 図書館業務担当者向けにシステム概要教育と操作研修
- ウ システム運用管理担当者向けにシステム運用管理教育

(2) 日程

研修スケジュール及び内容は別途提案すること。なお、このスケジュールはシステムの本稼働日前日までに完了すること。

8 成果品の納入

システム更新中必要に応じ、また更新終了時すべてのシステムに関する次の書類を納品すること。また、次の書類のデータを電子媒体でも各1部納品すること。

- ア 構築実施計画書
- イ 構築時の記録(議事録、構成スケジュール等)
- ウ システム仕様書
- エ システム構成図(ハード・ソフト)
- オ ネットワーク構成図(物理構成図・論理構成図・ルーター設定等)
- カ ハード機器の消耗品一覧

キ 運用マニュアル（詳細なシステム管理運用マニュアル及びWebサイト更新方法は3部。館内OPACやWebOPAC説明資料は7部。研修用マニュアルは必要部数）

9 その他

(1) B D S ゲート連携

はつかいち市民大野図書館に設置しているB D S ゲート（UHF 帯 RFID セキュリティゲート WaveGate スタンダードタイプ）4 台及び管理端末等の機器（以下「B D S ゲート等」という。）と連携し、既存の機能を使用可能なシステムであること。B D S ゲート等の仕様は別紙6「はつかいち市民大野図書館B D S ゲート仕様書」のとおり。なお、本調達にB D S ゲート等との連携に要するシステムカスタマイズ及びその費用は含まない。

(2) 学校図書館連携

学校図書館システムと横断検索等の連携機能に対応した基本システムであること。

(3) I C タグ

I C タグを使用するサービスに対応した基本システムであること。

(4) 導入について

(2) の機能は、今次更新では導入しない。

(5) 蔵書点検作業における機器

蔵書点検作業時にはバーコード読み取り用のハンディーターミナル必要数及び読み取ったデータをサーバに転送するためのクレードル2台を追加調達し、図書館に貸与するとともに、操作説明を行うこと（機器の貸与に係る費用は本調達に含めること。）。

ハンディーターミナルの貸与数は、はつかいち市民図書館18台、はつかいち市民大野図書館12台、はつかいち市民さいき図書館1台を目安とし、貸与の時期は各館の特別整理日に合わせる。また、使用する機器の操作が各館ごとに同一の手順となるよう機種等を揃えること。

(以下余白)